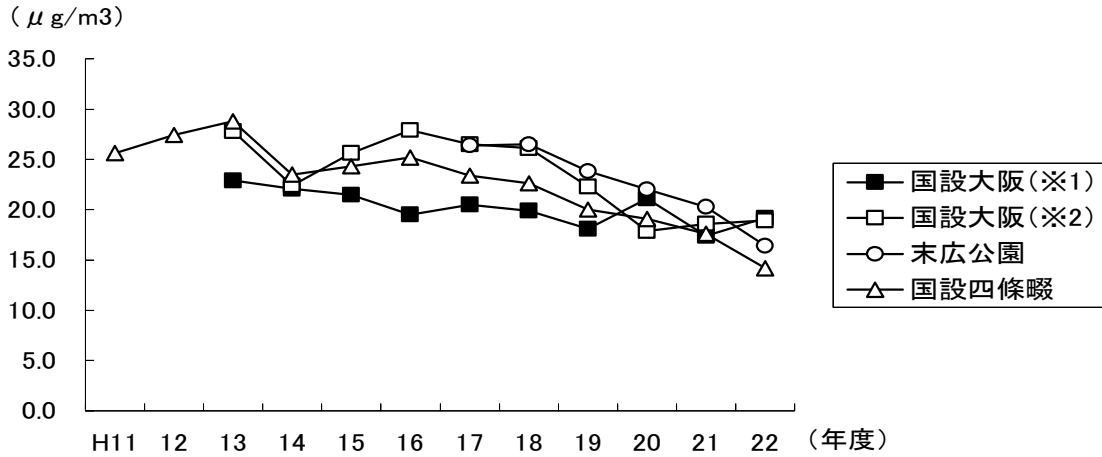


■ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）について

（1）微小粒子状物質に係る大気汚染の状況

平成 22 年度の微小粒子状物質濃度の測定は、一般環境大気測定局 1 局、自動車排出ガス測定局 2 局の計 3 局（いずれも非認定測定機による）で行った。

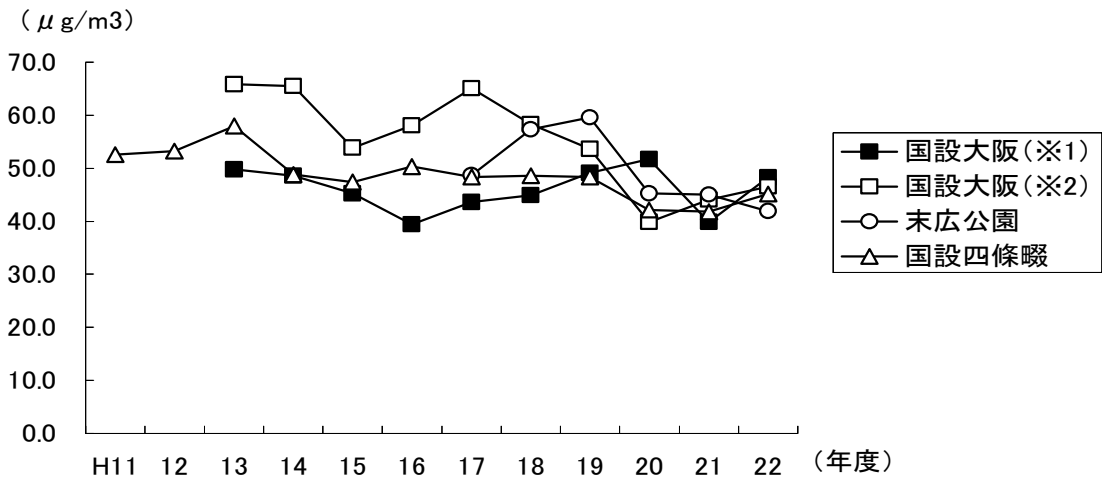
微小粒子状物質の濃度の推移（図 1 - 1、2）をみると、改善傾向で推移している。



※1: フィルター振動法による測定 ※2: ベータ線吸収法による測定

注) いずれのデータも非認定測定機による参考値

図 1 - 1 微小粒子状物質濃度の推移 (年平均値)



※1: フィルター振動法による測定 ※2: ベータ線吸収法による測定

注) いずれのデータも非認定測定機による参考値

図 1 - 2 微小粒子状物質濃度の推移 (日平均値の年間 98%値)

* 微小粒子状物質に係る環境基準

1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

平成 21 年度 森ノ宮

平成 22 年度 淀工



図 1 - 3 微小粒子状物質 発生源別寄与割合 (季節別)

○ 二次粒子とは
 排出された時点ではガス状であるが、大気における光化学反応などにより粒子化したもの。二次粒子を生成する前駆物質としては、工場・事業場、自動車などから排出される窒素酸化物、VOC、硫黄酸化物、塩素化合物などが考えられる。また、火山などから排出される硫黄酸化物など自然起源のものもあると考えられる。